

1. 議事日程（令和5年第4回北広島町議会定例会）

令和5年12月18日
午前10時開議
於 議 場

| | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第88号 | 北広島町下水道事業の設置等に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第89号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第90号 | 北広島町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第4 | 議案第91号 | 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第92号 | 北広島町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第93号 | 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第94号 | 北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第95号 | 北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第96号 | 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第97号 | 北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第11 | 議案第98号 | 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第99号 | 財産の無償譲渡について（消防屯所） |
| 日程第13 | 議案第100号 | 財産の売却価格の変更について |
| 日程第14 | 議案第101号 | 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第15 | 議案第102号 | 令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第103号 | 令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第104号 | 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第105号 | 令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第106号 | 令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第107号 | 令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第108号 | 令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 審 査 報 告 | 請願・陳情等の常任委員会審査報告 |
| 日程第23 | 陳 情 審 査 | 陳情第13号 令和6年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書 |
| 日程第24 | 陳 情 審 査 | 陳情第15号 医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書 |
| 日程第25 | 陳 情 審 査 | 陳情第17号 学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書 |
| 日程第26 | 陳 情 審 査 | 陳情第12号 ゆたかな学びの実現と教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを求める2024年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書 |

- 日程第27 発議第10号 医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第11号 学校給食費の無償化と食材や調理施設への公的補助を求める意見書の提出について
- 日程第29 発議第12号 さらになる少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第30 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出（3件）

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 伊藤立真 | 3番 敷本弘美 |
| 4番 中村忍 | 5番 佐々木正之 | 7番 美濃孝二 |
| 8番 梅尾泰文 | 9番 伊藤淳 | 10番 服部泰征 |
| 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|-------------|----------------|-------------|
| 町長 箕野博司 | 副町長 畑田正法 | 教育長 池田庄策 |
| 芸北支所長 村竹明治 | 大朝支所長 沼田真路 | 豊平支所長 熊谷忠明 |
| 危機管理課長 野上正宏 | 総務課長 川手秀則 | 財政政策課長 国吉孝治 |
| 管財課長 高下雅史 | まちづくり推進課長 矢部芳彦 | 税務課長 植田優香 |
| 町民課長 大畑紹子 | 福祉課長 芥川智成 | 保健課長 迫井一深 |
| 環境生活課長 出廣美穂 | 農林課長 宮地弥樹 | 商工観光課長 中川克也 |
| 建設課長 竹下秀樹 | 消防長 笠道宏和 | 学校教育課長 植田伸二 |
| 生涯学習課長 小椿治之 | 会計管理者 細居治 | |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案審議、採決となっております。発言をする際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いしておきます。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第88号 北広島町下水道事業の設置等に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第88号、北広島町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第88号、北広島町下水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第89号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第89号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。議案書9ページのところで、この時間7時45分、前回は8時間に達するまで、今回7時45分って、この時間の変更というのについて教えてください。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） これについては、勤務時間を定めるものがございますけども、8時間であったものが7時間45分になってたんですけども、そこをこのたび修正をさせていただいたということでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今回は、人事院勧告のことと関係なく、以前から変更になってて、それを今回ちゃんと修正したということですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第89号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第90号 北広島町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第90号、北広島町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第90号、北広島町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第91号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第91号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第91号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第92号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第92号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第92号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第93号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第93号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第93号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第94号 北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第94号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第94号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第95号 北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第95号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第95号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第 9 6 号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第 9、議案第 9 6 号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 9 6 号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 0 議案第 9 7 号 北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例

- 議長（湊俊文） 日程第 1 0、議案第 9 7 号、北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 9 7 号、北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 9 8 号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

- 議長（湊俊文） 日程第 1 1、議案第 9 8 号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 9 8 号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第99号 財産の無償譲渡について

- 議長（湊俊文） 日程第12、議案第99号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第99号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第100号 財産の売却価格の変更について

- 議長（湊俊文） 日程第13、議案第100号、財産の売却価格の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第100号、財産の売却価格の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第101号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

- 議長（湊俊文） 日程第14、議案第101号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。建設課のほうの農業施設維持修繕事業で、災害復旧工事を進めていくためということだったんですが、こちらの災害年度と場所を聞きたいです。もう1点、農林課のほうの農村活性化対策費で測量設計委託料が本年度から測量設計だけ前年度実施を県が認めたことからということだったんですけども、こちらの経緯と今後も続けられるかどうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 農業施設の維持修繕事業、これは、令和3年災で被災した保余原だっただけなんですけど、頭首工付近の単町工事の分でございます。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 担い手育成総合支援事業の測量設計委託料220万円の増額でございますけども、この事業は、県の事業であります園芸作物整備事業でございます。具体的な内容としましては、水田の園芸作物等作るための造成に係る事業でございます。昨年度までは、当年

度に事業を行う場合に測量設計、それから工事というふうにしておりましたけど、やはり冬期間における地方におきましては、若干そういう流れでいきますと、ハウスの整備事業が冬期間にかかるということで、本年度県のほうが前の年に測量設計を行いまして、次の年にハウス整備等の造成をいたしますとスムーズにハウスが整備できるということで制度を改正されたところでございます。この220万円につきましては、6年度に新規就農者がハウスを整備する箇所がございますので、それを本年度前もって測量設計するものでございます。基本的にはこの事業展開は引き続き続くものというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本です。補正の歳出の2ページです。住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億6580万円ですが、これ11月2日の閣議決定を受け、物価高騰に最も苦しんでいる住民税非課税世帯1世帯に対して7万円を支給されるものですが、この支給までの流れと支給時期、また基準日は、この令和5年12月1日時点の住民基本台帳に記載されている方でよろしいですか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） この住民税非課税世帯等臨時特別給付金ですけども、既にご存知のように、3万円を支給された世帯がまたうわに7万円が支給されて、セットで10万円ということが国のほうからの流れでございます。今、準備を水面下では進めておりまして、3万円を受け取った世帯に、プッシュで通知をいたしまして、支給しますよ、それから、この口座に間違いはないですかという確認をして、その確認が取れた後に給付を始めてまいります。1月25日払いが最初の支給日になろうかと思っております。基準日等につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ただいま1月25日からの支給とおっしゃったと思うんですが、年内、もう来週から支給が始まる市町もございますので、できるだけ早目の支給をと申し上げたいと思います。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。歳出の28ページ、学校給食のところ、これ給食の側道工事と、それから受入れ施設のほうの工事もあると伺ったんですけど、これ工事はいつから始まってどのぐらいで終わるのか、その辺り、期間について伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校給食配送校の受入れ改築工事でございます。このたび設計の委託料の増額もお願いしておりまして、給食センターにつきましては、来年度令和6年9月の稼働を目指しておるんですけども、工事につきましては、着工につきましては、来年4月以降にはなろうかと思っております。9月には完成をさせて受入れをしっかりとしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 確認なんです、本体の給食センターが来年6年9月にはできますよ。それまでに受入れのほうも完成、3つありますよね、3か所とも完成させていけると。それまでに準備ができると確認して良いですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

- 学校教育課長（植田伸二） その方向を目指して取り組んでまいります。
- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第101号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第102号 令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第15、議案第102号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第102号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第103号 令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第16、議案第103号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第103号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第104号 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第17、議案第104号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。当初予算2000万円の歳出予算を設定したが、県からの

交付決定、事業費は、860万円相当の交付となり、減ということだったんですが、こちらストックマネジメントなので、毎年度毎年度の計画だったと思います。今後、どのようになっていくか、もしくは県との交渉においてという部分の経緯をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） この分につきましては、県のほうの内示額のほうが下がったということで、事業のほう減額させていただきますが、来年度につきましても、今年度できなかった分と合わせて要求はさせていただくつもりでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） どうしてもストックマネジメント、ずうっと計画されてたものだったので、5年後に間に合うのかどうかと。どうしても全部たまってしまうというのが心配されるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） その点につきましても、県のほうには強く要望したいと思いますが、内示の都合によると思います。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 県の事業費を使わず、一般財でやっていくという考えはあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 現在のところございません。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第104号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第105号 令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第105号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第105号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第106号 令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第19、議案第106号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第106号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第107号 令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第20、議案第107号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第107号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第108号 令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第21、議案第108号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第108号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第22、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務

常任委員会、伊藤淳委員長。

○総務常任委員長（伊藤淳） 委員会審査報告を行います。令和5年12月18日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告。令和5年12月6日、本会議において本委員会へ付託された事件及び令和5年9月定例会において付託を受けた事件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第15号、件名、医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書。審査の結果は、採択です。事件の番号、陳情第17号、件名、学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書。審査の結果は、採択です。事件の番号、陳情第12号、件名、ゆたかな学びの実現と教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを求める2024年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書。審査の結果は、採択です。それぞれ意見書を提出いたします。理由です。陳情第15号です。医療・介護の提供に必要なコストの上昇に対応できるよう、医療機関・介護事業所に対する財政支援を行い、人材確保と診療報酬・介護報酬を引き上げるなど、医療・介護提供体制を維持するため、政府に意見書を提出する。陳情第17号の理由です。住む地域によって生じる格差をなくし、教育の一環として学校給食費を無償に、また、どの子にも豊かな食育環境を保障するため、政府に意見書を提出する。陳情第12号の理由です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられ、豊かな子どもの学びを保障するため、政府に意見書を提出する。以上が、総務常任委員会の審査報告になります。

○議長（湊俊文） 続いて、産業建設常任委員会、伊藤立真委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤立真） 産業建設常任委員会の審査報告をします。令和5年12月18日、北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤立真。常任委員会審査報告です。令和5年12月6日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第13号、件名、令和6年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書。審査の結果、採択。理由ですけれども、北広島町商工会の活発な事業活動は、地域経済、地域コミュニティの活性化につながるため、採択としたものです。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第23 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第23、陳情審査を行います。陳情第13号、令和6年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第13号、令和6年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第24、陳情審査を行います。陳情第15号、医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第15号、医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める陳情書は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第25、陳情審査を行います。陳情第17号、学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第17号、学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める陳情書は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第26、陳情審査を行います。陳情第12号、ゆたかな学びの実現と教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを求める2024年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書を議題といたします。これより質疑を行います。総務常任委員会委

員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第12号、ゆたかな学びの実現と教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを求める2024年度政府予算に係る意見書採択に関わる陳情書は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 発議第10号 医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第27、発議第10号、医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

- 議会事務局長（三宅克江） 医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める意見書（案）。全国の医療機関・介護事業所は、新型コロナウイルス感染症への様々な対応を継続してきた。新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したが、医療機関・介護事業所では現在もクラスターが生じ、医療・介護従事者は事業所内での感染拡大の防止を継続している。さらに電気・ガス・燃料費はもとより、食材費等の値上げも相次ぎ、医療・介護に係るコストは大幅に上昇したままである。この物価高騰は、医療機関・介護事業所の経営を大きく圧迫し、事業の縮小や撤退を余儀なくされている事業所が急増している。当然ながら、この値上げ分を患者・利用者が支払う医療費等に上乗せすることはできない。さらに人手不足は医療・介護提供体制に多大な影響を与え、県民の命と健康に直結する問題となっている。政府は財政措置として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設し、各地方自治体において医療機関・介護事業所への財政支援を行うよう要請した。このことは、医療・介護提供体制の大きな支えとなった。一方、物価高騰を鑑みた診療報酬や介護報酬の引き上げは予定されておらず、物価高騰の費用分は事業所がすべて負担することになる。例に挙げれば、その額はひとつの中規模病院あたり約5000万円にも及ぶ。よって、国においては命と健康に関わる医療提供体制を維持するため、次の事項を実現するよう強く要望する。記。1、医療機関・介護事業所が光熱水費、食材費等を含む医療・介護の提供に必要なコストの上昇に対応できるよう、財政措置の実施を継続すること。2、財政措置を行うにあたり、地方自治体任せにするのではなく、国が基準を作って補助金等支援を行うこと。3、医療・介護提供体制を維持するため、人材確保と物価高騰を鑑みた診療報酬・介護報酬を引き上げること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上です。

- 議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、

美濃議員。

- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。発議第10号、令和5年12月18日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員服部泰征。医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と、診療・介護報酬引き上げを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。現在、医療機関や介護事業所では物価高騰の影響を受けており、光熱水費・食材費等を含む医療・介護の提供に必要なコストの上昇に対応できるよう、医療機関・介護事業所に対する財政支援を行い、人材確保と診療報酬・介護報酬を引き上げるなど、医療・介護供給体制を維持するため要望いたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第10号、医療機関・介護事業所における物価高騰への財政措置の継続と診療・介護報酬引き上げを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第11号 学校給食費の無償化と食材や調理施設への公的補助を求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第28、発議第11号、学校給食費の無償化と食材や調理施設への公的補助を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（三宅克江） 学校給食費の無償化と食材や調理施設への公的補助を求める意見書（案）。海外からの食糧供給が気候変動、人口増、紛争やサプライチェーンの寸断などにより不安定化し、食品価格の高騰が給食費値上げにもつながっている。学校給食は、子どもたちの健やかな成長を保障する教育の一環としてとりくまれている。現在学校給食の無償化とともに、各地で国産や地場産の農産物を学校給食の食材に取り入れる動きも広がっており、農家支援や地域の環境保全にも役立ち、これから生きる子どもたちにとって大きな教育的意義があることもわかっている。こうした中で、住む地域によって格差が広がっているのが現状である。義務教育のなかで保護者が負担するもののなかで最も大きいのが学校給食費で、小学生でひとりあたり年間約5万円、中学生だと年間約6万円である。子どもが多いほど負担が大きいのが学校給食費である。すでに国が学校給食費を無償にした際の試算をおこない、4600億円でできることがわかっている。よって、国においては義務教育費の格差をなくし、教育の一環としての学校給食費を無償に、また、どの子にも豊かな食育環境を保障するため、次の事項を実現するよう強く要望する。記。1、学校給食費を無償化とすること。2、学校給食に国産や地元

食材等の使用を推進するため、生産者への財政的支援を強化すること。3、学校の給食調理施設の老朽化に対し、建て替えに必要な財政的支援を行うこと。また、給食調理室のない学校には自校調理が行えるよう、自治体に対し、環境整備のための財政的支援を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 発議第11号、令和5年12月18日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、北広島町議会議員宮本裕之。学校給食費の無償化と食材や調理施設への公的補助を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。学校給食は、子どもたちの健やかな成長を保障する教育の一環として取り組まれており、住む地域によって生じる格差をなくし、教育の一環としての学校給食費を無償に、また、どの子にも豊かな食育環境を保障するため要望する。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第11号、学校給食費の無償化と、食材や調理施設への公的補助を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 発議第12号 さらなる少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第29、発議第12号、さらなる少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（三宅克江） さらなる少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）。学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費



国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として、定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記。1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について取り組むこと。2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。4、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に十分を考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。6、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。令和5年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。11番、宮本議員。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。発議第12号、令和5年12月18日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員宮本裕之。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。さらなる少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられ、ゆたかな子どもの学びを保障するために要請するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第12号、さらなる少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出

- 議長（湊俊文） 日程第30、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長より、それぞれ閉会中の継続審査の申し出が、中山間地域対策特別委員会委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月6日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。いただきました貴重なご意見、ご提案を精査の上、町行政にいかしてまいります。今後とも格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。コロナ禍明け初めての新年を迎えようとしております。様々な場面で4年ぶりという言葉もよく耳にいたします。ただ、県内にはインフルエンザ警報が発令されています。その場、そのときに応じた適切な対処で日常生活を取り戻してまいりましょう。暖冬との予報もありますが、これからが冬本番、寒さも一段と厳しくなっております。議員、町民の皆様にはどうかご自愛をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますよう祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。
- 議長（湊俊文） 閉会に当たり一言申し上げます。本定例会は、12月6日から本日までの13日間の会期でありました。提出された議案、陳情を慎重に審議され、議案等の全てを議了いたしました。本当にお疲れさまでございました。町におかれましては、本定例会において出されました質疑や意見などを今後の予算編成、予算執行に反映されるよう要望しておきます。今年も残すところわずかになりました。この1年を振り返ってみますと、5月の19日から21日までの3日間、G7サミットが広島市で開催され、このG7サミットを通じ、広く世界に広島の平和の思いを発信することができたのではないかと思います。しかしながら、いまだロシアによるウクライナ侵攻が続いており、また10月にはイスラエルとハマスの戦争が勃発するなど、終わりの見えない厳しい状況ですが、1日も早く終戦することを願っております。ただひたすらに平和が訪れることを願うものであります。国内においては、5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になり、以前より落ち着きを見せてまいりましたが、急激な円安による物価高騰など、私たちの生活をはじめ社会経済活動に大きな影響を及ぼしております。そうした中で、町内各地域において、夏、秋、冬と祭りなどのイベントが久しぶりに開催されるなど、だんだんと地域のにぎわいを取り戻しつつあるのではないかと思います。議会におきましては、北広島町初の高校生議会、4年ぶりの議会報告会を開催するなど、議会及び議員活動の見える化を引き続き進めてまいります。町民みんなが明るく、元気に平穏な日々が送れますことを切に願うものです。結びに、今年一年、皆様のご協力、ご支援を感謝申し上げるとともに、議員並びに町長はじめ職員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上、新年を迎えられ、来年、健康で幸多き年になることをご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時08分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~